

公 告

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき、「外国往来機と陸地との間の交通場所」及び「貨物の積卸場所」として下記のとおり指定（変更）するので、同法施行令第 22 条第 1 項の規定に基づき公告する。

記

大分空港

(1) 外国往来機と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
大分空港ターミナルビル（国際線施設）1 階の税関出国検査場から、出国審査ブース、出国待合室及び国際線コンコースを経て、階段又はエレベーターで 2 階に昇り、2 階の No. 9 ボーディングブリッジを経て、No. 9 スポットに駐機する外国往来機に至る通路	大分県国東市安岐町下原 1 3 番地（大分空港内）	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
大分空港ターミナルビル（国際線施設）1 階の税関出国検査場から、出国審査ブース、出国待合室、国際線コンコース及び国際線南側通用口を経て、No. 1 0 スポットに駐機する外国往来機に至る通路	〃	〃
No. 9 スポットに駐機する外国往来機から、2 階の No. 9 ボーディングブリッジを経て、階段又はエレベーターで 1 階に降り、1 階の国際線コンコース、検疫ブース及び入国審査ブースを経て、税関入国旅具検査場に至る通路	〃	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
No. 1 0 スポットに駐機する外国往来機から、1 階の国際線南側通用口、国際線コンコース、検疫ブース及び入国審査ブースを経て、税関入国旅具検査場に至る通路	〃	〃
入国審査ブース横の関係者通用口を経て、エプロンへと至る通路	〃	貨物（機用品及び携帯品を含む）の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
No.9 及びNo.10 の各スポット	大分県国東市安岐町下原13番地 (大分空港内)	機用品及び携帯品を 含む

令和8年3月10日

大分税関支署長 杉本充治